



## 生活再建に向けた支援があります

あなたが被災したとき、生活再建のための制度があります。

制度によっては、地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する「罹災証明書」が必要になり、その上で、各種申請を必要に応じて行います。

また、地震保険などに加入している場合は保険料を受け取ることができます。

## 住家被害

### 応急危険度判定

地震により被災した建築物を調査。その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的被害を防止するために実施します。



◀ 応急危険度判定が終了した建築物にはこの判定結果が貼られます。

※ 応急危険度判定と住家被害認定は、同じ被災建築物の調査ですが、目的が異なります。応急危険度判定で重い判定がされても、住家被害認定では程度の低い判定になることもあります。

### 公費解体・応急修理

大規模半壊以上の判定を受けた場合、建物の解体を希望する場合は公費で解体ができ、半壊以上の判定を受けた場合、57万4,000円を上限として住居の応急修理に係るお金を公費で賄うことができます。

### 住家被害認定調査

被災した住宅の被害の程度を認定するために、被災者から申請を受け、役場が実施します。なお、大規模な災害の場合には、全ての家屋を対象に実施することもあります。

調査は、地震の場合、一般的に外観のみ行いますが、場合によっては居住者にも立ち会ってもらい、内観も含めた調査を実施します。

この調査によって原則「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」の4区分で認定を行い、この調査結果に基づき「罹災証明書」を発行します。

### 罹災証明書とは

住家被害認定調査の結果に基づき発行される、家屋の被害程度の証明書のこと。

給付金や融資、災害義援金の受給、税金、国民健康保険などの支払い猶予や減免、公的利用サービス料の減免、応急仮設住宅への入居申請などの他、ご自身で加入されている地震保険の適用や、融資を受ける際などに必要です。